

## 第6回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和2年9月10日(金) 15時から15時40分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (19名)

井上 治康	会長	山口 弘行	委員
北原 康德	会長代理	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員	焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員	平山 文雄	委員
川波 康利	委員	平田 豊美	委員
田邊 直美	委員	神本 明彦	委員
山田 善悟	委員	倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員	前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員	矢野 榮	委員
熊本 福實	委員		

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和2年9月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 令和2年度秋季農作業協定標準賃金について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

柳 幸敏 委員、 段浦 眞由美 委員

7. 事務局出席者

事務局長 倉掛 俊一、 課長補佐 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和2年度第6回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。本日の総会に、現在の出席数は定員19名中全員ですので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。7番 柳委員と8番 段浦委員に申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議 長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。  (報告第1号 番号1～番号6を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。  (質問なし)
議 長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。
事務局	(報告第2号 番号1～番号3を読みあげる)  以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。

	(質問なし)
議 長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 令和2年9月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書4ページをお開きください。 議案第1号 令和2年9月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読みあげる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第1号 令和2年9月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書8ページをお開きください。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。
	(番号1を読みあげる)
事務局	場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書10ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在久留米市に居住しておりますが、申請地に自己の住宅を建築し、転居する計画となっております。建物としましては木造平屋、建築面積92.61㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、役場総合支所から300m以内の農地であることから、第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。</p>
1 番	<p>この建物は、自己用住宅ということで、南側の道路に公共下水道、上水道がとおっており、それに繋ぐとのことですので、問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>担当が会長代理ですので、私から補足説明をします。 先ほど、担当委員から説明があったように、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号 令和2年度秋季農作業協定標準賃金について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをお開きください。 議案第4号 令和2年度秋季農作業協定標準賃金について 理由 令和2年8月26日 開催の福岡県農業会議 秋季農作業賃金改定協議において令和2年秋季農作業賃金が改定されたので承認を求めます。 標準農作業協定標準賃金について朝倉支部会議において協議が行われました。</p>

	<p>その結果、朝倉市、東峰村、筑前町の三市町村においては、賃金表のとおりとなっております。</p> <p>簡潔に説明しますと、一般農作業と果樹作業については、福岡県の最低賃金に合わせた金額、そして今回から、朝倉支部として機械あぜ塗りと麦の土入れが追加されており、それ以外については、前年度から据え置きでいく案が提示されています。</p> <p>尚、福岡県の最低賃金については、本年10月1日に改定されることとなっています。</p> <p>表の中で変更になった箇所と追加になった箇所のみ読み上げさせていただきます。その他については、表にてご確認ください。</p> <p>一般農作業 1日8時間 賄いなしで6,736円  果樹作業 1日8時間 賄いなしで6,736円  機械あぜ塗り 1メートルあたり 60円 条件による  土入れ 麦 10アール当たり 3,300円</p> <p>尚、決定しましたら、ちくぜん広報10月号、および窓口にて価格表を公表または配布の予定です。以上、ご提案申しあげます</p>
議長	<p>議案第4号 令和元年度秋季農作業協定標準賃金について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第4号に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第4号は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第6回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	<p>15 : 40 終了</p>